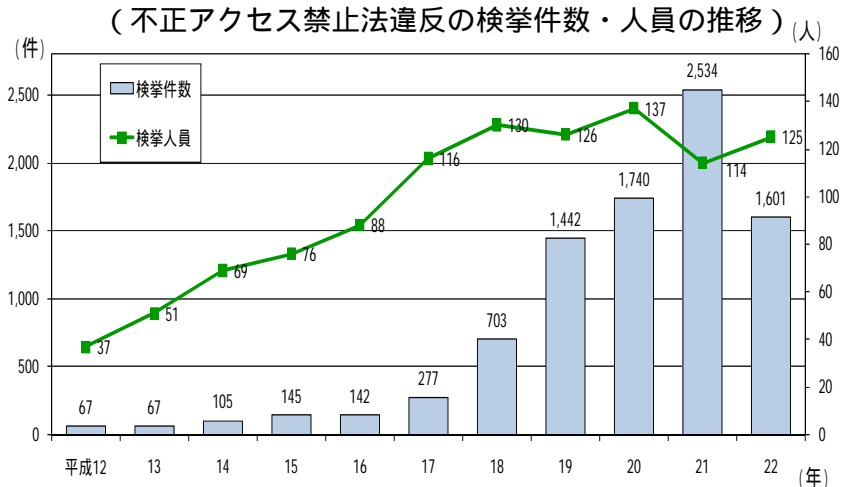


不正アクセス禁止法の改正について

現 状

● 不正アクセス行為の検挙が増加傾向



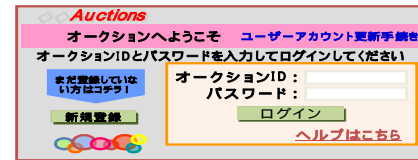
不正アクセス行為とは、他人のID・パスワードを悪用したり、コンピュータ・プログラムの不備をつくことにより、本来アクセスする権限のないコンピュータ（サーバ）を利用する行為。

● 他人のID・パスワードを不正に取得する行為も増加

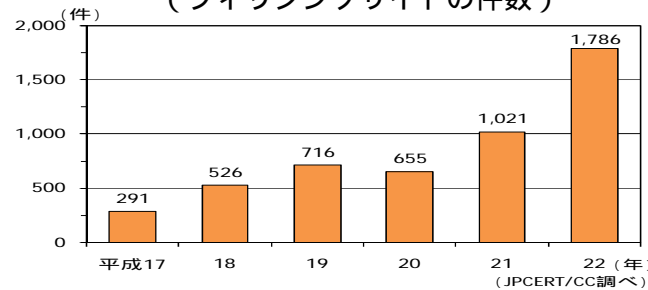
● フィッシングが増加

企業になりすまして偽メールを送信し、ID・パスワードを入力させてだまし取るフィッシングが増加。現行法では不処罰。

(フィッシング画面)



(フィッシングサイトの件数)



● サイバー攻撃事案の発生

サイバー攻撃によるID・パスワードの不正取得事案も発生。現行法では、不正取得行為は不処罰。

事例1

平成23年8月に明らかになった三菱重工業へのサイバー攻撃で、一部のサーバのID・パスワードが流出した可能性。

事例2

平成23年7月以降、衆議院及び参議院の公務用パソコンがサイバー攻撃を受け、全議員のID・パスワードが流出した可能性。

制度の改正

～ 不正アクセス禁止法の改正が必要

新
設

フィッシング行為の禁止・処罰

ID・パスワードの不正取得等の禁止・処罰

情報セキュリティ関連事業者団体に対する情報提供

不正アクセス行為に係る法定刑の引上げ